

SMBC日興証券株式会社

SMBC Nikko Securities Inc.

1. 多様な働き方の施策としての副業 -背景と目的-

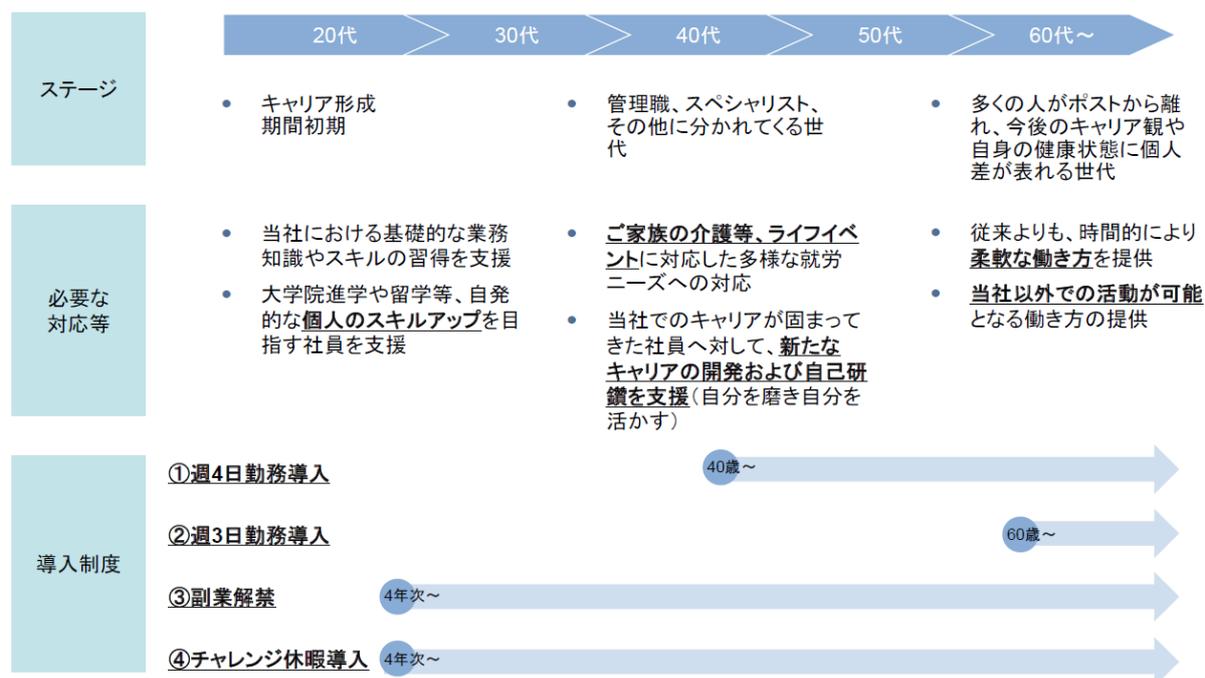
SMBC 日興証券では、早くから仕事と育児・介護の両立支援など、社員の多様な働き方を支援する取り組みを進めてきた。こうした中、年代ごとにライフイベントやニーズが異なることを踏まえ、育児や介護に限らず社員自らがスキルを高め自己実現を果たすための選択肢を提供することが重要と考えていた。そこで、社員のエンゲージメント向上と自律的なキャリア形成を支援する

べく、2020年4月に多様な働き方の施策の一環として、週3・4日勤務導入、チャレンジ休暇導入とあわせて副業を解禁した。

副業制度の検討段階では、顧客や従業員の情報管理をどのように徹底するかで議論となったが、要件や禁止項目、誓約書の提出といったルールを明確にすることで対応できると判断し、導入に踏み切った。

図表1：多様な働き方の選択肢を提供するための施策

- 年代ステージごとの意識変化やライフイベントに対応した制度を導入することで、社員のエンゲージメントを高め、自律的なキャリア形成を支援する



出典：同社提供資料より抜粋

事業内容：総合証券業
従業員数：9,538名(2021年3月末時点)



同社は副業の目的をスキルアップや自己研鑽とし、副業を通じた社外での人的ネットワークの構築や、従業員の成長が会社に

還元されることを期待している。他方で、収入目的の副業については、基本的に認めない方針をとっている。

2. 制度の概要・運用

(1) 対象者と要件

対象者は、入社4年目以上の全社員である。副業に従事できる時間は、月30時間以内としている。同社は、36協定により月45時間まで時間外労働を認めており、副業と時間外労働を通算して月80時間を超えてはならない制限をつけている。なお、副業のために、週休3日勤務の制度を活用するこ

ともできる。

副業先の雇用形態については、起業や委任等の非雇用のみとし、他社で雇用されることについては、労働時間や健康保険、厚生年金等についての整理が必要となることから、現時点では認めていない。

(2) 申請方法

同社では、副業希望者は定められた「申請書」を上司に提出し、上司が内容を確認した後、人事部が内容を精査し、本人へのヒアリングを行ったうえで最終的に承認する。

「申請書」の形式は、今後、リスクを判断するためのノウハウが蓄積されれば、記入項目を詳細に決めたフォーマットに修正することも検討するという。

また、①～⑧の該当する業務については副業を禁止している。

- ①労務提供上の支障がある場合
- ②企業秘密が漏洩する場合
- ③会社の名誉や信用を損なう行為や、信頼関係を破壊する行為がある場合
- ④競業により、企業の利益を害する場合
- ⑤深夜作業
- ⑥会社名や会社の情報を使用する場合
- ⑦一定業務（風営法関連、危険業務）
- ⑧その他会社が不適切と認めた場合

図表 2：副業の制度概要

	制度概要
対象年次	<ul style="list-style-type: none"> 4年目以降^{※1}
対象	<ul style="list-style-type: none"> 全社員(全職系・全コース) 出向者^{※2}は原則、出向先のルールに従う(出向先が副業を禁止している場合は利用できません)
副業として認める形態	<ul style="list-style-type: none"> 個人事業主やフリーランス等の他社(他者)から雇用されない形態
禁止業務等	<ul style="list-style-type: none"> 当社の顧客情報、社員情報、リソースを利用した副業、当社での通常業務に支障をきたすおそれのある副業、レピュテーションリスクがある副業は認めない 副業に関して不芳事案が発生した場合、または当社との誓約内容に違反があった場合は社内処分を行う 当社での勤務中及びオフィス内での副業は認めない
労働時間	<ul style="list-style-type: none"> 安全配慮のため、副業への取り組みは月30時間程度とする 深夜労働(22時~5時)は禁止とする
誓約書	<ul style="list-style-type: none"> 誓約書を徴収:本業優先。情報管理徹底。異動・転勤等への配慮無し。競業・利益相反防止。レピュテーションリスク注意等
申請・承認	<ul style="list-style-type: none"> 部店長承認を経て、人事部長承認 定期的な報告を行い、毎年1回更新 承認期間中であっても、問題が発覚した場合は承認を取り消す

※1 中途採用者は社会人経験年数等を考慮し個別に判断
 ※2 国内グループ企業および、海外拠点への出向を含む

出典：同社提供資料より抜粋

副業を開始する際には、禁止事項に抵触しないよう、副業者に「誓約書」の提出と、

コンプライアンスに関するイントラネットでの研修の受講を義務付けている。

(3) 副業開始後の運用

副業開始後については、副業者に半年に一度、人事部と上司への副業の状況報告を義務付けている。また、副業の承認期間は1年間であり、1年以上副業を続ける場合

は、更新が必要となる。半年ごとの報告時や更新手続き時には副業者の健康状態も確認しており、何か問題があれば人事と現場で連携して対応している。



3. 実績と今後の展望

2021年8月時点で約50名が副業を行っている。勤務場所については、支店と本社の勤務者の比率が1：1程度であるのに対し、副業者の比率は1：2程度となっており、本社勤務に副業者が多い傾向がみられる。副業の業務内容は、大学院の講師やセミナー講師、通訳、スポーツインストラクター、農業、ハンドメイド作品の販売等、多岐にわたり、副業解禁に対する社員からの評判はよいという。

また、社内公募により役社員が業務時間の20%までを社会貢献活動にあてることができる「プロボノワーク制度」を2020年度から実施している。

副業制度のほか、サテライトオフィスの拡充等、さらに柔軟で多様な働き方の実現を目指している。

経営理念の一つである、「多様性を尊重しつつ、一体感の中にも個性の発揮できる職場をつくる」べく、副業をはじめとしたさまざまな施策を同社は推進していく。